

聖籠町告示第76号

聖籠町屋内遊び場整備に関する調査検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年11月9日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町屋内遊び場整備に関する調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもたちが天候に左右されることなく安全で安心して遊べる屋内遊び場の整備に関し、その在り方について、幅広い意見を反映させるため、聖籠町屋内遊び場整備に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、町長の求めに応じ次の事項について提言、助言等を行うものとする。

- (1) 屋内遊び場の整備に関する調査及び検討事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町立小学校PTAの代表
- (3) 町立幼稚園愛児会の代表
- (4) 町内社会体育施設の定期利用団体の代表
- (5) 町内未就学児の保護者
- (6) 一般町民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び代理者)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総合政策課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。